

川越市
令和5年度障害福祉サービス
における留意事項について

障害者福祉課 計画担当

目次

- サービス管理責任者の要件及び実践研修について
- 変更届及び休止・廃止届の適切な取扱いについて
- 指定基準違反や不正請求について
- 特定行為業務従事者認定及び事業所登録について
- 計画相談支援事業所について
- 施設・事業所の登録メールアドレスについて
- 第三者評価について
- その他

サービス管理責任者の要件及び実践研修について

令和4年度基礎研修修了者から、基礎研修後のサービス管理責任者配置における特例措置が適用外となり、**実践研修修了が必須**となりました。

また、**平成31年度～令和3年度の基礎研修修了者**についても、**基礎研修修了日から3年以内に実践研修**を受けなければ配置要件を満たさなくなります。

配置要件を満たさない場合、報酬の減算が適用される可能性がございますので、
各事業所におかれましては、配置済みのサービス管理責任者について、必ず資格状況をご確認ください。

また、実践研修・更新研修を修了した場合は、メール等で障害者福祉課へ修了証の写しをご提出ください。

サービス管理責任者の要件及び実践研修について

◎サービス管理責任者等実践研修におけるOJT期間短縮について

令和5年6月30日から実践研修受講にあたって必要な実務経験について、一定の要件を満たした場合、基礎研修終了後6ヶ月以上の期間で受講可能となりました。なお、**この適用にあたっては本市へ届出をしていただくことが要件となっております。**

制度の適用を受ける場合、添付の資料（資料1）で要件をご確認いただき、

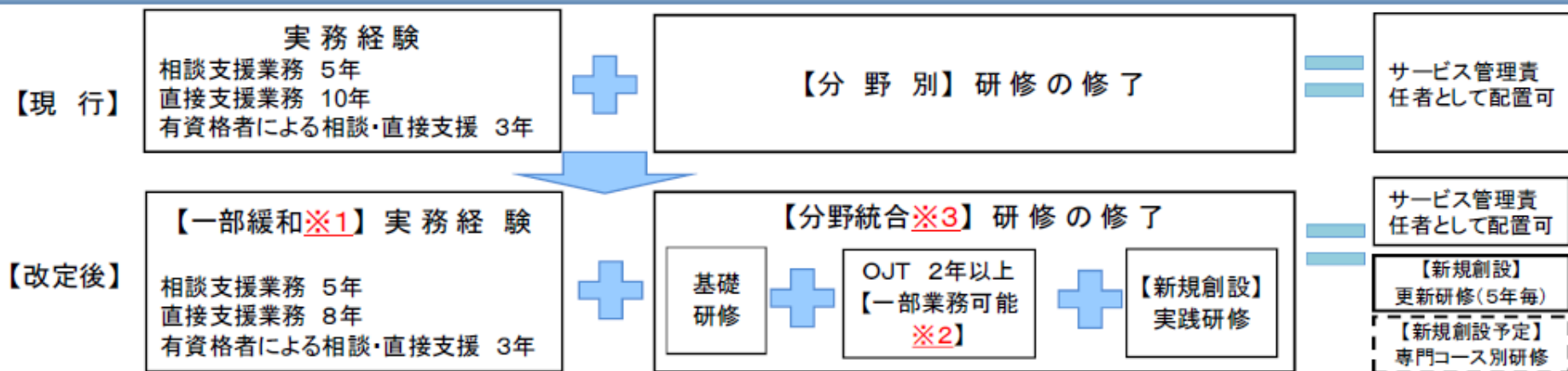
①「サービス管理責任者についての変更届等（2人目以降の配置）」

※実務経験証明書等の添付も必要です。

②「県指定の様式」

を配置後10日以内に必ずご提出いただきますようお願いいたします。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要



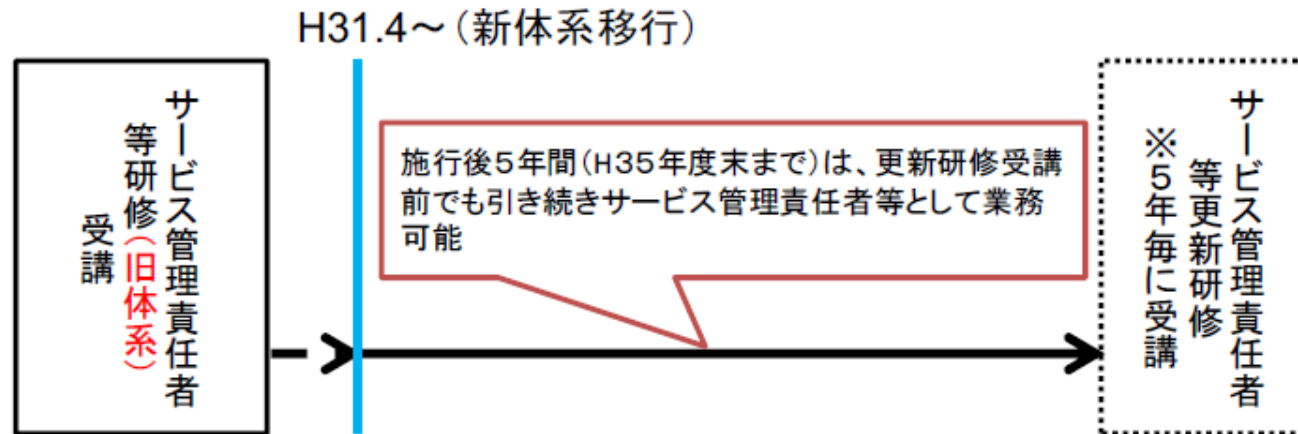
※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細 (H31.4～)

【現行】	【改定後】
<p>※1 実務経験の一部緩和</p> <p>直接支援業務 <u>10年</u></p> <p>実務経験を満たして研修受講</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務 5年 直接支援業務 10年 有資格者による相談・直接支援 3年 	<p>直接支援業務 <u>8年</u></p> <p>※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。</p> <p>基礎研修は実務要件が<u>2年</u>満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講</p> <p>【基礎研修受講時の実務経験】(現行→改訂後)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務 5年→3年 直接支援業務 8年→6年 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
<p>※2 配置時の取扱いの緩和</p> <p>研修修了後にサービス管理責任者として配置可</p>	<p>既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、<u>2人目以降のサービス管理責任者として配置可とする</u>とともに、<u>個別支援計画原案の作成を可能とする。</u></p>
<p>※3 研修分野統合による緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> 各分野(介護、地域生活(身体)、地域生活(知的・精神)、就労)及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 修了した分野及び児童発達支援管理責任者にのみ従事可 	<ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者の<u>全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施</u> <u>他分野に従事する際の再受講は必要なし</u> <p>※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。</p>

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置について

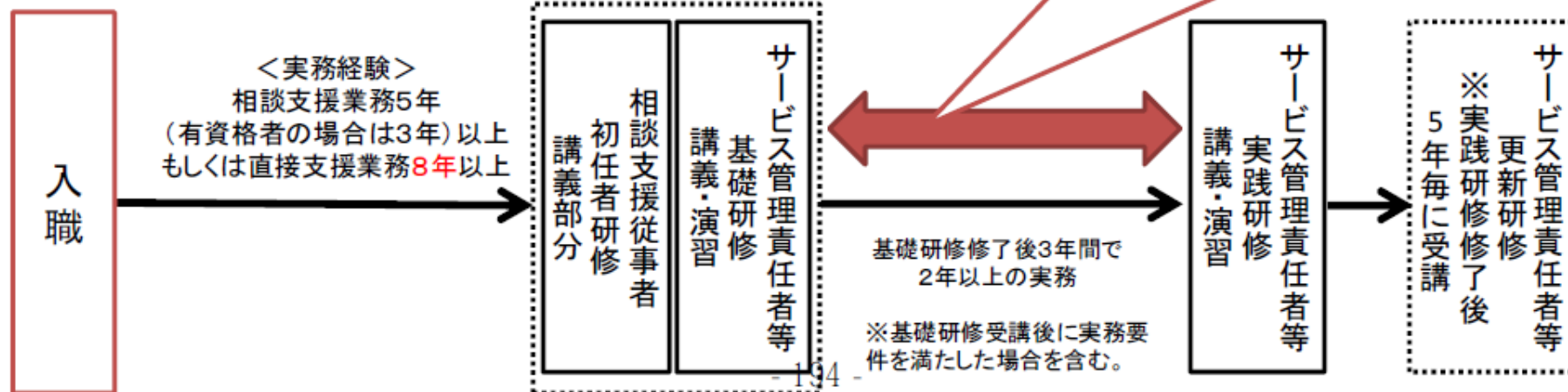
① 現行研修受講済みの者について



② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※H31～33の基礎研修受講者に限る。

基礎研修修了時点において実務要件を満たしている場合は、実践研修を修了するまでの3年間は、サービス管理責任者等の要件を満たしているものとみなす。



変更・休止・廃止届の適切な取扱いについて

変更届等を提出する際には、表紙に『提出確認表』を添付していただき、**不足書類や記入誤りが無いように**確認をお願いします。

また、修正等の連絡があった場合、速やかに書類をご提出いただきますようお願いいたします。

休止・廃止届につきましても、事業を休止又は廃止する場合、休止又は廃止をする予定日の3か月以上前に必ず御相談ください。利用者の引継ぎ等がありますので、突然の休止又は廃止はできません。御注意ください。

また、休止中の事業所におかれましても、指定有効期間までに事業を再開しない場合、指定更新ができませんので御注意ください。

施設・事業所メールアドレスについて

川越市では、国、都道府県、市からの通知や各団体からの研修の案内などをメールで送付しております。メールアドレスの変更がありましたらメール本文に事業所名、電話番号、担当者名を記載の上、障害者福祉課までメールにて御連絡ください。

指定基準違反や不正請求について

近年においても、行政指導（勧告等）や行政処分（指定取消等）が執行されております。指定基準を理解せず事業を行っている場合、指定基準違反となる等、行政処分の対象となる可能性があります。行政処分を受けると、基準違反や不正請求等により、指定取消となる場合があります、利用者の方も不利益を受けることとなってしまいます。

日常の業務のみならず、今一度各基準について確認し、適切な事業所運営となるようよろしくお願いいたします。

特定行為業務従事者認定及び事業所登録について

①特定行為業務従事者認定及び事業所登録

社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則第4条に定める「喀痰吸引等研修」を修了した者は、「認定特定行為業務従事者」として認定を受けることができます。

下記埼玉県ホームページにおいて研修機関や申請方法等が載っていますので、多くの重度障害者（重症心身障害児者・医療的ケア児者等）の方達に対応していただくためにも、検討をお願いいたします。

≪埼玉県：たん吸引等の従事者認定及び事業者登録について≫

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuukanki/tan-jigyoushatouroku.html>

市内においても重度障害者の方達が利用可能な共同生活援助、生活介護、短期入所が不足しています。重度障害者の方達を受け入れられる体制整備（特定行為業務従事者の育成、常勤看護師配置等）及び設備整備（特殊浴槽等）、併せて医療法人や医療機関との更なる連携をご検討願います。

②重症心身障害児者等が利用する事業所に対しての加算

⇒別紙参照

相談支援事業所について

① サービス等利用計画のセルフプラン率

川越市において、サービス等利用計画のセルフプラン率が29.7%（令和5年3月末時点）となっており、相談支援専門員が不足しております。

サービス利用者の課題解決や適切なサービス利用を支援するためにも、相談支援専門員の育成の検討をお願いいたします。

② 相談支援事業所整備促進補助金

障害のある方が障害福祉サービスを利用する際の相談窓口となる相談支援専門員を増加させるため、市内に障害者相談支援事業所を整備しようとする事業者に対し、補助金を交付しております。詳しくは下記川越市ホームページを確認してください。

《川越市障害者等相談支援事業所整備促進補助金について》

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shogaifukushi/shogaisha42022042811.html>

第三者評価について

第三者評価とは、「福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から」評価を行うものです。

社会福祉法に基づき、障害福祉サービス等事業を含む社会福祉事業者は、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされております。

各事業所におかれましては、福祉サービスの質の向上のため、第三者評価の導入をご検討ください。

◎資料【埼玉県福祉サービス第三者評価のページ／リンク集】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/910-20091208-48.html>

その他

・ 提出書類の誤りについて

新規指定時だけではなく、変更届においても誤りが目立っております。生年月日、住所、郵便番号、氏名等の誤りや文字の重複等、提出前に確認をしていただくだけで、誤りが少なくなります。

提出書類の確認表のチェックだけではなく、入力内容についても提出時に再度確認するようお願いいたします。

・ 新規指定等のスケジュールについて

事業開始予定3か月前の事前相談がない、提出期限間際での提出かつ複数の誤り及び書類不足等により、開始予定日が延期になる等の問題が起こっております。

新規指定の際は必ず余裕を持ったスケジュールで手続きを行うようにしてください。また、人員・設備・運営基準についてよく確認し、申請を行うようにしてください。

なお、指定予定日前月10日以降に致命的な誤り等があった場合、指定を翌月に延期させていただきます。

お問い合わせ

〒350-8601

川越市元町1-3-1

川越市 福祉部 障害者福祉課

TEL：049-224-5785（直通）

FAX：049-225-3033

E-mail：shogaisha@city.kawagoe.lg.jp

- 事業所の指定、指定変更等のお問い合わせ、及び書類の提出先
障害者福祉課 計画担当
- 介護給付費等の請求、加算の変更等のお問い合わせ、及び書類の提出先
障害者福祉課 給付担当